

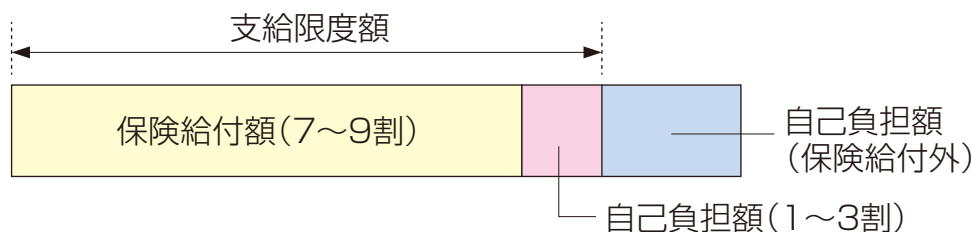
# 10

## 在宅サービスの支給限度額

在宅サービスには、要介護度ごとに支給限度額が設定されています。

支給限度額の範囲内でサービスを利用した場合、利用者は費用の1割～3割を負担し、残りは介護保険から給付されます。

支給限度額を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額利用者の自己負担になります。



要介護度		1か月あたりの支給限度額
総合事業対象者		50,320 円
要支援	要支援1	50,320 円
	要支援2	105,310 円
要介護	要介護1	167,650 円
	要介護2	197,050 円
	要介護3	270,480 円
	要介護4	309,380 円
	要介護5	362,170 円

訪問系サービス、通所系サービス、多機能系サービスの同一建物減算等の適用を受ける場合の支給限度額管理は、減算の適用前の単位数を用います。また、通所介護・通所リハビリテーションの大規模型を利用する人は、通常規模型の単位数を用います。

### 要介護度に関係なく限度額が設定されるサービスの費用

- 福祉用具購入費の支給（4月から翌年3月までの1年間）…………… 10万円
  - 住宅改修費の支給（1人につき）…………… 20万円
- 利用者は、いったん費用の全額をお支払いいただき、領収書を添付して市に請求すると、自己負担割合に応じた額が支給されます。限度額を超えた場合は、超えた分を全額利用者が負担することになります。

### 在宅サービス及び地域密着型サービスのうち、区分支給限度額の対象サービスと対象外のサービス ※印は介護予防サービス（相当）がある場合も含まれます

#### 区分支給限度額に含まれるサービス

- 訪問介護※
- 訪問入浴介護※
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション※
- 通所介護※
- 通所リハビリテーション※
- 福祉用具貸与※
- 短期入所生活介護※
- 短期入所療養介護※
- 特定施設入居者生活介護（短期利用に限る）
- 定期巡回・随時対応サービス
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護※
- 小規模多機能型居宅介護※
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用に限る）※
- 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用に限る）
- 看護小規模多機能型居宅介護

#### 区分支給限度額に含まれないサービス

- 居宅療養管理指導※
- 特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く）（短期利用を除く）※
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）※
- 地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護